

・流山市子育て応援マンションの要件 評価書（本認定）

- (1) マンション開発に合わせて、第 3 条に規定する子育て支援施設が設置されていること。

キッズルームを整備している。

認可保育所(分園)については、当該集合住宅の建設に伴い、集合住宅の 1 階部分に整備している。

- (2) 分譲マンションの全住戸の専有面積が 60 m²以上であり、かつ全住戸のうち 10 分の 9 以上の住戸において、住戸専用面積が 70 m²以上であること。

全住戸が 60 m²以上の専有面積を確保している。

また総住戸 192 戸のうち、70 m²以上の住戸は 179 戸である (93.2%)。

- (3) 建築基準法の第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物であること。

耐火建築物である (鉄筋コンクリート造)。

- (4) 階数が 2 以上の共同住宅の場合は、窓付きのエレベーターを設置していること。

窓付きエレベーターを設置している。

- (5) 子どもが共用部分にある危険な場所に近寄れないようにするため、侵入を防止するフェンス等を設置していること。

電気室等については、コンクリート建屋内に設置しているため、安全性は確保されている。また受水槽についても、フェンスにて安全対策を講じている。

- (6) オートロック機能のある共有玄関を設置していること。

オートロック機能のあるメインの共有玄関を設置することのこと。

- (7) 子どもでも操作しやすくするため、同じ場所に設置されている 1 基以上のエレベーターは、乗車用ボタンおよびかご内の操作盤を床面から概ね 1m の高さに設置していること。

エレベーターの操作盤は、床面から約 100cm 程度の高さにある。

- (8) マンション敷地内の廊下等の通路の幅が、90cm 以上確保されていること。

廊下等の通路の幅については、1,000mm 以上確保されている。

(図面上は 1,200mm 以上となっている)

- (9) 住戸の入口前または玄関内に、ベビーカー等のためのスペースが確保されていること。

若干のスペース (ベビーカー等が収納できるスペース等) が玄関内外に確保されている。

- (10) ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを

経て、敷地外へ至る動線および各住戸から駐車場までの動線には段差がないこと。またスロープ等を設置していること。

住戸部分から敷地外への動線にはスロープ等の設置により段差は解消されている。また、住戸部分から駐車場への動線についても同様である。